

第1章 学校施設における防犯対策

1-1 学校施設における犯罪の動向

(1) 犯罪件数の増加

平成15年中の刑法犯認知件数(交通にかかる過失致死傷等を除く)は、279万136件であり、平成6年に比較して、約1.6倍に増加している。そのうち凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦)及び粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)については、平成15年がそれぞれ1万3,658件、7万8,759件で、平成6年に比べてそれぞれ約1.8倍、約1.9倍に増加している。

このうち、平成15年中に学校(学校教育法第1条に掲げる学校、同法第82条の2の専修学校及び同法第83条の各種学校のほか、その実態が幼稚園と同一視されるような保育所を含む)で発生した刑法犯認知件数は4万6,723件であり、平成6年に比べ、約1.7倍となっている。同様に平成15年の凶悪犯、粗暴犯は99件、1,885件で、平成6年に比べそれぞれ約1.8倍、約1.6倍となっている。

これらのデータから、近年の社会全体の犯罪の増加に伴い、学校内においても犯罪が増加している傾向が見られる。

【参照】<http://www.npa.go.jp/toukei/keiji16/index.htm>

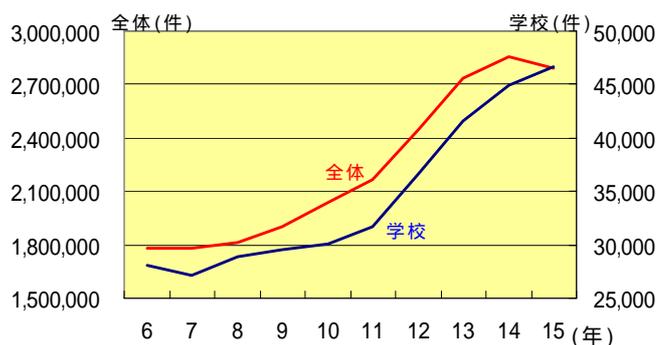


図 1-1-1 刑法犯認知件数の推移

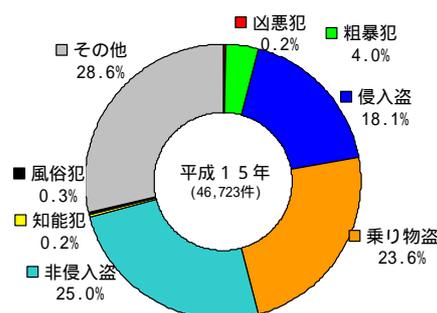


図 1-1-2 学校における罪種別割合

(2) 侵入事件の発生とその特徴

学校施設において発生する犯罪には、大きく分けて、「学校荒し」など窃盗等による財産犯と、不審者等による児童生徒等に対する身体犯がある。中でも緊急の課題であり、本手引書において主眼とする後者については、京都市立日野小学校における事件(平成11年)、大阪教育大学附属池田小学校における事件(平成13年)、宇治市立宇治小学校における事件(平成15年)等、小学校に侵入した者により児童等が殺傷される事件が発生している。

平成15年中、小学校に侵入した者によって児童の生命・身体に危害が及ぶおそれがあった事案(課外活動を含む課業時間帯の発生)として、警察庁に報告のあったものは22件であり、うち9件は侵入者が凶器を所持していたことが判明している。

【参照】<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki15/honbun.pdf>

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki15/shiryuu.pdf>

第1章

1 - 2 学校の防犯対策に係る行政の主な対応

設置者等への周知徹底

学校の安全管理について、ハード面及びソフト面の両面から総合的な対策が行われるよう、文部科学省では、例えば、以下のように関係者への周知徹底を図ってきた。

「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」通知(平成13年8月)

幼児児童生徒の安全確保および学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものを。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/08/010832.htm

学校施設整備指針の改訂(平成15年8月)

教育内容・方法等の多様化への対応など学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したものであり、学校種別に策定されている。

報告書「学校施設の防犯対策について」(平成14年11月)を踏まえ、「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」「幼稚園施設整備指針」が平成15年8月に改訂され、それぞれ学校施設の防犯対策に関する規定を充実したものを。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/toushin/03082101.htm

学校安全緊急アピール - 子どもの安全を守るために - (平成16年1月)

学校への不審者侵入など子どもの安全を脅かす事件が後を絶たない状況を踏まえ、より具体的な学校の安全対策を推進するため、学校や設置者が子どもの安全確保のための具体的な取組を行うに当たっての留意点や学校、家庭、地域社会、関係機関・団体の連携により、子どもの安全を確保するための方策等についてまとめたもの。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04012002.htm

「子ども安心プロジェクト」の推進(平成14年度～)

文部科学省では、安全で安心できる学校の確立を目指し、学校安全及び心のケアの充実に総合的に取り組む「子ども安心プロジェクト」を平成14年度から推進している。このプロジェクトの中で、例えば、以下のような各種事業が実施されている。

「学校施設の防犯対策について」(平成14年11月)

各学校において考慮すべき学校施設の防犯対策に係る基本的な考え方や、設置者が具体的な防犯対策を計画・設計する際の留意点、今後の推進方策等、学校施設の防犯対策の在り方について総合的に提言したものを。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/005/index.htm

「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月)

不審者侵入などの事態が起きた場合の具体的な対応の参考となるよう、共通の

な留意事項をまとめたもの。

【参照】<http://www.naash.go.jp/kenko/kankou/manual.html>

「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月）

教育委員会や学校が安全管理に関する取組を進めるに当たっての参考となるよう、学校における犯罪被害防止のための特色ある取組を紹介したもの。

【参照】<http://www.naash.go.jp/kenko/kankou/torikumi.html>

施設整備に関する補助制度等の充実（平成14年度～）

学校施設の防犯対策については、財政面における支援のための仕組みが整備されており、学校設置者による積極的な活用が望まれるところである。

公立学校施設整備補助事業 大規模改造事業におけるメニュー化

【参照】http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm

公立学校における学校安全管理関係経費として普通交付税措置

私立高等学校等施設高機能化整備費補助金におけるメニュー化

【参照】http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/020806.htm

関連する取組

学校安全については関係団体の緊密な連携が不可欠であり、文部科学省のみならず、関係省庁と適切に役割を分担しつつ様々な取組を進めている。

子ども緊急通報装置の設置（平成14年度 警察庁）

緊急通報ボタンを押すと赤色灯と非常ベルが作動するとともに、通報者の画像と音声が入所轄の警察署に送信され、警察職員と通話が可能となるもの。

各都道府県において一通学区を指定し、各区に7基を設置。

「子ども防犯テキスト」の作成・配布（平成14年度 警察庁）

子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるとともに、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに防犯指導するための教本として作成したもの。

【参照】<http://www.npa.go.jp/safetylife/seiankis8/kodomo.htm>

「地域に開かれた安全・安心な学校づくりガイドブック」公表

（平成15年9月 文部科学省、警察庁、厚生労働省、国土交通省）

地域に開かれた安全・安心な学校づくりの具体的な方策等について、関係4省庁により検討を行い、ガイドブックとしてまとめたもの。

「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究報告」公表

（平成15年12月 大阪教育大学）

社会の変化に対応した今後の国立大学附属学校における安全管理の在り方について平成14年度より検討を行い、報告として取りまとめたもの。

【参照】<http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/fuzoku/kenkyukai-houkoku.htm>

第1章

1 - 3 学校施設の防犯対策に係る基本的な考え方

(1) 地域に開かれた学校施設とその防犯対策の在り方

原則

児童生徒等の安全をまず第一に確保すること。

必要な視点

関係者が防犯意識を高め、具体的な防犯対策により安全性を確保した上で、地域住民が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進。児童生徒等の生活・学習の場であるとともに公共施設としての役割もあることから、ゆとりや潤いといったデザイン上の工夫も重要。

地域に開かれた学校施設とは、不審者に対して何の備えもなく空間が開かれていることを意味するものではない。児童生徒等の安全をまず第一に確保しつつ開かれた学校施設づくりを推進していくことが重要である。

(2) 学校施設における防犯対策の視点

学校施設における防犯対策については、個々の学校の実情に応じて計画することが重要である。諸外国の学校施設における防犯に係る対応状況や防犯環境設計の考え方を踏まえ、各学校において、まずは次の対策を計画的に講じることが重要である。

来訪者を確認できる施設計画

外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画が重要である。このためには、門の設置場所や構造に留意すること、正門や通用門を見通せる位置に職員室や事務室等の管理諸室を配置すること、外部からの出入りを適確に管理するために来訪者対応用の受付を設置すること等が大切である。

視認性や領域性を重視した施設計画

学校施設の防犯性を確保するため、敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することが大切である。さらに、どの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が必要とされる。門・囲障の設置や防犯監視システムの導入等により、物理的かつ視覚的にも守るべき範囲を明確化する計画が望ましい。

通報システムの各教室等への導入

児童生徒等や教職員の安全を守るためには、不審者の侵入防止だけでなく、万が一侵入された場合の対応が不可欠である。このため、緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等を迅速に行うための通報システムを各学校へ導入することが大切である。これは、地震等の災害時にも必要な設備であり、具体的には、普通教室や特別教室等へのインターホンや電話の設置、校内通報システムの整備等が望まれる。

防犯環境設計とは

物理的環境設計による犯罪防止の手法。

諸外国では、CPTED : Crime Prevention Through Environmental Design と呼ばれており、接近・侵入の制御 (P12参照)、視認性の確保 (P9参照)、領域性の強化 (P11参照) の3点が主な基本原則とされる。

(3) 既存学校施設の防犯対策の推進

学校施設の防犯対策については、新築、増築、改築、改造等の大規模な施設整備を行う際だけではなく、特に既存の学校施設については、施設の現状について点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが重要である。また、このことは、関係者が学校安全に関する意識を維持していく上でも有効である。

点検・評価は、地方公共団体等の学校の設置者が、各学校の教職員とともに、必要に応じ保護者、地域の関係機関・団体、建築や防犯に関する専門家等の協力の下に実施することが有効である。

表1-3-1 点検・評価手順の例

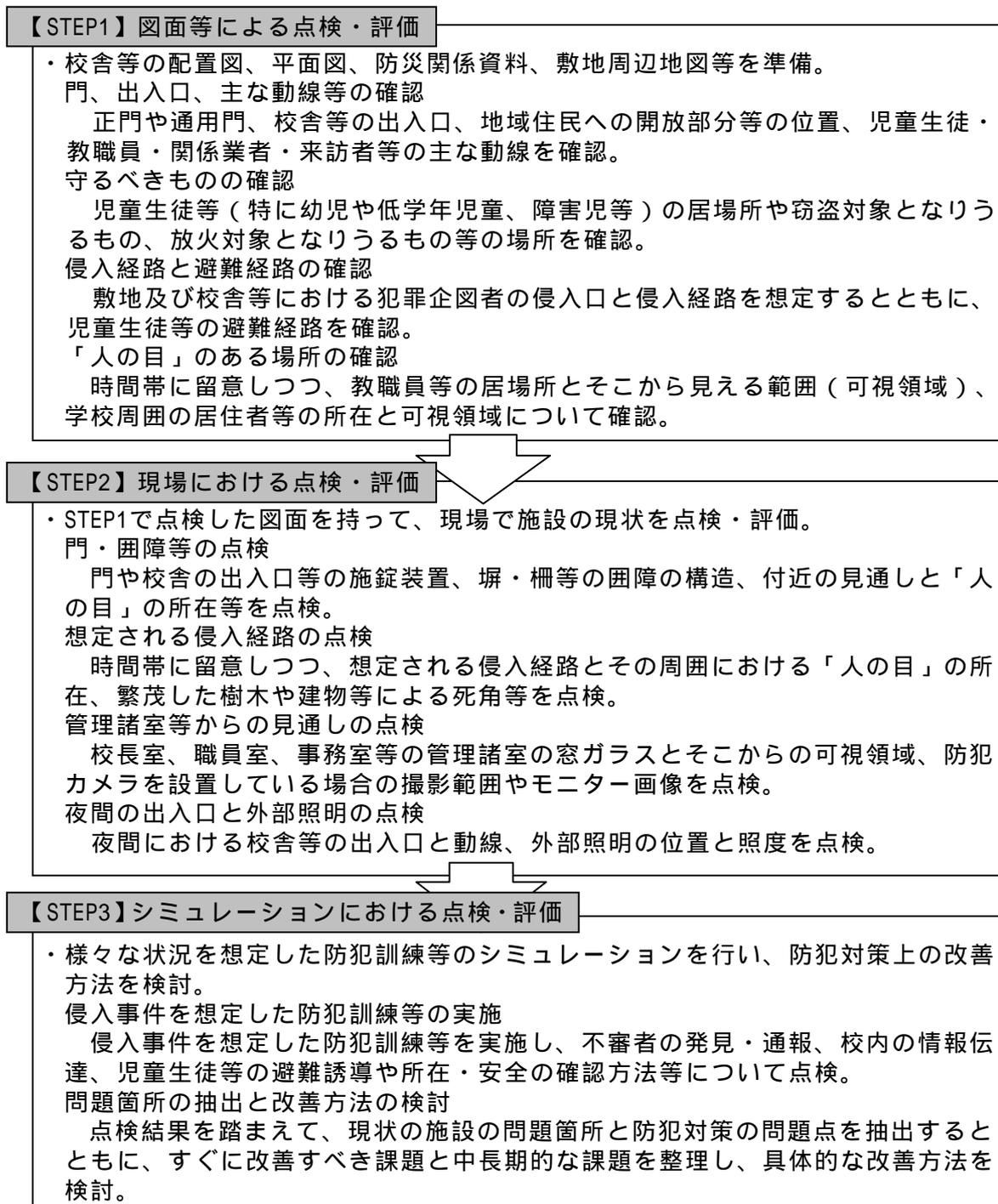


表 1-3-2 文部科学省における防犯施策等

年度	文部科学省の施策等	文部科学省の補助制度等	学校への侵入事件
H11	「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」通知(H12/1/7)		京都市立日野小学校事件(12/21)
H12			
H13	「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」通知(H13/6/11) 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」通知(H13/7/10) 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」通知(H13/8/31)	地方特別交付税措置 ・公立学校の緊急安全対策	大阪教育大学附属池田小学校事件(6/8)
H14	「子ども安心プロジェクト」の推進(H14～) 「学校施設の防犯対策について」公表(H14/11) 「学校の不審者侵入時の危機管理マニュアル」公表(H14/12) 子ども緊急通報装置の設置(警察庁) 「子ども防犯テキスト」の作成・配布(警察庁)	公立学校施設整備補助事業 ・大規模改造事業におけるメニュー化(補助率1/3) 地方普通交付税措置 ・公立学校及び私立専修学校の学校安全関係経費 私立高等学校等施設高機能化整備費補助金 ・防災機能強化施設整備費補助におけるメニュー化(補助率1/3)	
H15	「学校の安全管理に関する取組事例集」公表(H15/6) 「学校施設整備指針」改訂(H15/8) 学校安全緊急アピール「子どもの安全を守るために」公表(H16/1) 「地域に開かれた安全・安心な学校づくりガイドブック」公表(文部科学省、警察庁、厚生労働省、国土交通省) 「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究報告」公表(大阪教育大学)		宇治市立宇治小学校事件(12/18) H15年の小学校への侵入事件: 22件